

令和6年10月25日
中国運輸局鉄道部計画課

広島電鉄株式会社の鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更 認可申請に関するパブリックコメントを実施します

令和6年10月23日付けをもって、広島電鉄株式会社から鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、別添の要領にてパブリックコメントを実施します。

1. 鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃の認可について

鉄道の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な運営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされています。（軌道法においても同様の取扱いを実施）

※本申請事案の認可については、中国運輸局長に委任されております。

2. 申請の概要について

別紙1「広島電鉄株式会社の鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請の概要」参照

(参考：広島電鉄 HP アドレス

<https://www.hiroden.co.jp/topics/2024/pdf/1023-release/train.pdf>)

3. 意見募集期間

令和6年10月25日（金）から令和6年11月8日（金）まで（必着）

4. 意見提出先・提出方法

別紙2「広島電鉄株式会社の鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について」参照

5. その他

提出されましたご意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）に回答を掲載します。なお、電話による意見の受付及び御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<お問合せ先>

中国運輸局鉄道部計画課（村里、石風呂）

TEL: 082-228-8797

広島電鉄株式会社の鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請の概要

1. 申請日

令和6年10月23日（水）

2. 申請者

広島県広島市中区東千田町二丁目9番29号
広島電鉄株式会社

3. 実施予定日

令和7年2月1日

4. 申請の概要

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法（抜粋）

【鉄道】

<普通旅客運賃（大人）>

営業キロ	現行上限運賃	申請上限運賃
3キロまで	140円	240円
3キロを超え6キロまで	160円	
6キロを超え10キロまで	190円	
10キロを超え14キロまで	210円	
14キロを超え17キロまで	230円	

【定期旅客運賃】

<通勤定期旅客運賃（大人1か月）>

営業キロ	現行上限運賃	申請上限運賃
3キロまで※	5,040円	5,400円
3キロを超え6キロまで	5,760円	6,120円
6キロを超え10キロまで	6,840円	7,200円
10キロを超え14キロまで	7,560円	7,560円
14キロを超え17キロまで	8,280円	7,920円

※広電五日市～広電廿日市間及び宮内～広電阿品間は3キロまでとして定める額とする。

<通学定期旅客運賃（大人1か月）>

営業キロ	現行上限運賃	申請上限運賃
3キロまで	3,360円	3,600円
3キロを超え6キロまで	3,840円	4,080円
6キロを超え10キロまで	4,560円	4,800円
10キロを超え14キロまで	5,040円	5,040円
14キロを超え17キロまで	5,520円	5,280円

※広電五日市～広電廿日市間及び宮内～広電阿品間は3キロまでとして定める額とする。

【軌道】

<普通旅客運賃（大人）>

	現行上限運賃	申請上限運賃
本線	220円	240円
白島線	160円	

<通勤定期旅客運賃（大人1か月）>

	現行上限運賃	申請上限運賃※
本線	8,320円	9,800円
白島線	6,340円	

※軌道全線を乗車することができるよう適用方法を変更

<通学定期旅客運賃（大人1か月）>

	現行上限運賃	申請上限運賃※
本線	6,210円	6,770円
白島線	4,710円	

※軌道全線を乗車することができるよう適用方法を変更

広島電鉄株式会社の鉄道事業及び軌道事業の
旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

中国運輸局鉄道部計画課

令和 6 年 1 0 月 2 3 日付けをもって、広島電鉄株式会社から鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集いたします。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

1. 意見募集対象

広島電鉄株式会社の鉄道事業及び軌道事業の旅客運賃上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）から令和 6 年 1 1 月 8 日（金）まで（必着）

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

意見募集案件から上記 1. 意見募集対象の案件をクリックし、意見募集要領をご確認の上、「意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。」にチェックを入れて、「意見入力へ」のボタンをクリックし、提出を行ってください。

② 郵送の場合

〒730-8544

広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号広島合同庁舎 4 号館

国土交通省中国運輸局鉄道部計画課 意見募集担当 宛

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されました御意見は整理の上、e-Govの「パブリックコメント（結果公表案件一覧）欄」に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

7. お問い合わせ先

国土交通省中国運輸局鉄道部計画課 意見募集担当

電話番号 082-228-8797